

令和 6 年度

第 5 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和6年8月8日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和6年度第5回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第4号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	26件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	39件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	31件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	7件
報告第7号	農地法第5条の規定による許可について（千葉県知事許可）	1件

<出席委員>（16名）

1番 秋庭重樹	2番 石井一也
3番 小川友安	4番 長谷部 衡平
5番 芳澤和哉	6番 小島英男
7番 横山清亮	8番 槁本 泉
10番 秋葉重雄	11番 大塚秀行
12番 脇田章子	13番 清宮惠理子
14番 小林直樹	15番 市原律子
16番 高橋芳和	17番 齊藤憲次

<欠席委員>（1名）

9番 佐々木 貴史

<事務局説明員>

事務局 長	渡部 義憲	次 長	森田 悟
次 長 補 佐	有富 裕和	農地活用班 長	佐々木 聡子
農地保全班 長	原田 賢一	農地審査班 長	高山 智裕
農地指導班 長	森末 豪		

議長 (長谷部会長)	開 会 (午前 1 0 時 0 0 分) ただいまより、令和 6 年度第 5 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。 お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。 本日の出席委員は、1 7 人中 <u>1 6 人</u> で総会は成立しております。 それでは、議事に入ります。 はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。 議席番号 1 1 番 大塚 秀行 委員 議席番号 1 3 番 清宮 恵理子 委員 のご両名をお願いいたします。 続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第 1 班班長、ご説明をお願いします。 事前審査第 1 班 (齋藤班長) ご説明いたします。 議案書の 1 ページをご覧ください。 はじめに第 1 項です。 お手元の資料 1 ページから 6 ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります習志野市本大久保 4 丁目に在住の方が、義務者であります花見川区長作町に在住の方が所有する同区同町の農地を、本市においては新規就農のため、所有権の移転をするものです。 面接した権利者によりますと、平成 2 9 年頃から成田市内の農地を相続し、現在まで営農経験を積んだとのこと。 将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのこと。 申請地の取得後の作目は、軽微な農地改良を行った後、サツマイモを予定しております。 次に、第 2 項です。 お手元の資料 7 ページから 1 2 ページをご参照ください。
-----------------------	--

事前審査第1班 (齋藤班長)	本案件は、権利者であります若葉区大草町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、休耕していた所有農地と合わせて営農を始めるため、所有権の移転をするものです。面接した権利者によりますと、ご実家において約60年ほど営農の手伝いをしたことにより、就農に必要な経験を積んだとのこと。将来においては、規模拡大はせず、安定経営に向けて取り組むとのこと。申請地の取得後の作目は、キュウリ、ナス、レモンを予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に、第3項です。 お手元の資料13ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区内山町に在住の方が、義務者であります、花見川区長作町に在住の方が所有する同区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、エダマメを予定しております。 次に、第4項です。 お手元の資料は、14ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区川井町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、柑橘、ユリ、シバを予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。 次に、第5項です。 本案件は、第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料15ページから19ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります稲毛区弥生町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区大木戸町に在住の方々が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、ダイズを予定しております。 次の第7項および第8項ですが、議案第3号第1項および第2項と一体案件となっておりますので、議案第3号第1項および第2項の説明時に一括してご説明いたします。
-----------------------------	---

事前審査第1班 (齋藤班長)	事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について、第7項および第8項については、議案第3号第1項および第2項と合わせて採決することといたします。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
橋本委員	1項と2項の申請土地は地目が田になってますが、2項においては軽微な農地改良は行わないのかについてと、1項については長作土地改良区の中なののでしょうか。そうなのであれば、軽微な農地改良を行うときの同意書に関してどのようになっているのかお聞きしたいです。
事務局	まず第2項について、現地は非常に荒れた農地になっておりまして、田の様相を呈していない土地になります。そこを整備して畑として使用するということです。 第1項については、ご指摘の通り対象地は土地改良区の中になります。すでに土地改良区の会長さんとも連絡を取って軽微な農地改良の手続き等について確認をしております。
橋本委員	もう一点お伺いしたいのですが、3ページ目の第5、6項について、この会社は農地所有適格法人ではないのでしょうか。また、解除条件付き賃借権が設定されていますが、この設定期間は何年なのでしょう。
事務局	まず5、6項の会社については農地所有適格法人ではないため、解除条件付き賃借権の設定ができるような形になっております。賃借の期間については確認をしておりません。こちらの案件は営農型の太陽光ということで後ほど説明があるかと思いますが、それに合わせて賃借をしています。

議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第6項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	—— 挙手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第6項について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第1項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議長	—— 横山委員退室 ——
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第1項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齋藤班長)	ご説明いたします。 議案第2号第1項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書5ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料は、20ページから23ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、貸資材・車両置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立花島小学校から西に約500メートルに位置する

事前審査第1班 (齋藤班長)	農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。
議場	——— 質問・意見等 ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第1項について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号第1項は、許可と決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	——— 横山委員入室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは次に、第2項から第6項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班 (齋藤班長)	ご説明いたします。 議案第2号第2項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書5ページをご覧ください。 第2項です。 お手元の資料24ページから27ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、駐車場・資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジの北東に約1.7キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、安全鋼板を設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書6ページをご覧ください。 次に、第3項です。 お手元の資料28ページから31ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、駐車場・資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立山王中学校から北東に約500メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用に供する施設が連坦していることから、第3種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に、第4項です。 お手元の資料32ページをご参照ください。 本案件は、申請地を住宅敷地の一部とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅の北西に約700メートル
------------------------------	---

事前審査第1班 (齋藤班長)	に位置する農地です。 農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と医院があることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、雨水管へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 議案書7ページをご覧ください。 次に、第5項です。 本案件は、次の第6項と一体案件となっておりますので、一括してご説明いたします。 お手元の資料33ページをご参照ください。 本案件は、貸駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。 申請土地は、千葉東金道路大宮インターチェンジから北に約300メートルに位置する農地です。 農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、雨水を雨水枡で処理後、雨水管へ接続します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第2項から第6項について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。

議場	——— 挙手 ———
議 長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第２号第２項から第６項は、許可と決定いたします。 続きまして、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 それでは、事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	議案第３号ですが、第１項及び第２項は現地調査を実施しました。議案書の８ページをご覧ください。 はじめに第１項です。 本件は、第２項、議案書４ページの議案第１号第７項及び第８項との関連案件となりますので、一括してご説明いたします。 資料は１５ページから１９ページの位置図・公図・土地利用計画図を御覧ください。 本件は、東京都千代田区に本店を置く法人が、緑区大木戸町に在住の個人２名が所有する畑計３筆において「営農型太陽光発電設備」を設置するというものです。 議案第１号第７項及び第８項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。 議案第３号第１項及び第２項においては、農地に設置する支柱等の部分について一時的に転用します。 施設の概要としては、パネル枚数８８２枚、農地接地面積は第１項が１．４１平方メートル、第２項が８１．４平方メートルで、出力は５５５．６６キロワットとなります。 一時転用期間は、申請地が第２種農地であることから、許可日から１０年間となります。 作付け予定作物はダイズです。 また、議案第１号第７項及び第８項の区分地上権についても、同じく１０年間で設定されます。 次に第３項です。 議案書の９ページをご覧ください。

事前審査第1班 (齊藤班長)	資料は34ページから36ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、茨城県笠間市に本店の所在を置く法人が、千葉市若葉区中野町に在住の個人が所有する、同区同町の畑1筆の一部において、隣地の山林を造成することに伴う車両等の搬入路として利用するため、一時転用許可を取得するものです。 概要としましては、農地に鉄板を敷き、造成等はいりません。 雨水は自然浸透とし、汚水は発生しません。 一時転用期間は、許可日から令和9年3月31日です。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第3号、議案第1号第7項及び第8項を許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議 長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
橋本委員	第1, 2項について、一時転用期間が10年間という説明があったが、通常10年間というのは申請者が農地所有適格法人や認定農業者に限られてて、通常の場合3年だと認識しているのですが、10年の説明がよくわからないので教えていただきたいです。また、第2種農地について市街地区域の中ではないかと作目はこちらもダイズなのかをお聞きしたいです。
事務局	一時転用許可の期間に関しまして、営農を行うものが議案第1号の第5, 6項の許可を得たもので認定農業者になっていること、また当該地が第2種農地であるので、一時転用期間が通常3年のところ、10年となります。当該地については2種農地として、調整区域となります。作物についてはダイズを栽培いたしまして、営農を行う者に関してもほかの太陽光設備の下部や一般の露地でもダイズを作っておりまして、作物の栽培経験があるということです。

清宮委員	1、2項について、農地を実際に貸している方は、5、6項の実際に営農をする方の賃借権の代金だけで、発電しているところからの農地を持っている農家に支払われる代金はないのでしょうか。
事務局	農地の賃借料のみと把握しております。
清宮委員	営農しているところがもしやめた場合、農家にとって確実に収入が入ってくる方法が取られているかを確認したいです。
事務局	万が一、営農を行うものが撤退となった場合、営農される方が他にいれば継続されると思いますが、仮に見つからなかった場合は営農型太陽光の要件を満たさないので、施設を撤去するという形になるのが一般的かと思います。施設を撤去するにあたっては発電の事業者が撤去することで決まっていますので、原状復旧して地権者に返還することになると思います。
橋本委員	一時転用は通常、認定農業者や農地所有適格法人もしくは2種農地以外だったら何年なのでしょう。
事務局	3年です。
橋本委員	今回は10年を何度まで一時転用として繰り返すことができるのでしょうか。
事務局	営農型太陽光に関しては更新が認められているので回数の制限はありません。一般的な一時転用に関して、期間は必要最小限となっていて、基本的には更新は認められていないです。
橋本委員	太陽光のみ何度も更新可能なのは一時転用とは名ばかりになってしまうので、県や国と協議してもよいのではないかと思います。
小島委員	営農型太陽光発電施設について、なかなか作りにくい作物もあると思うのですが、その中で作物の作っていない事例や場所によっては草が生え

小島委員	て当初の類型のものと違う形になっている事例などについてはどのような対応をしているのか確認したいです。
事務局	千葉市において作物を栽培してない場所というのはないのですが、生育状況が悪いところなどがあるので、そのようなところには指導をしています。
芳澤委員	今回の法人は認定農業者ということで、認定農業者の要件として売り上げの主体が農業であることがあると思うのですが、今回の太陽光パネルの発電量と売電量を計算すると年間数千万くらいになると思うのですが、実際の売り上げの構成比が農業と太陽光での売電額のどちらが多いのでしょうか。また、太陽光で発電した電力は農外収入または農業収入のどちらで計上するのでしょうか。
事務局	前提として、今回売電の収入に関しては営農者ではなく発電事業者に入るので、営農者のほうには営農協力金としての収入などは入ってくると思いますが、売電収入は入ってこない形になります。
秋庭委員	土地所有者の方は地代などはいただかないのでしょうか。
事務局	議案書３ページの５、６項に書かれていると思いますが、解除条件付き賃借権ということで賃借料は地主の方に支払われます。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、議案第３号について、第１項及び第２項の千葉県農業会議諮問案件については、諮問に対する意見が許可相当であれば許可、不許可相当であれば次回総会で再度検討することとし、その他の項については、許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議長	議 場
	——— 挙手 ———

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。 次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (齊藤 班長)	議案書の10ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項は、若葉区大井戸町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積684㎡を同区御成台所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、権利者の作付品目はトウモロコシ、ニンジン、ネギです。 第2項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、稲毛区萩台町在住の方が所有する若葉区小間子町の畑1筆の一部、面積5,000㎡に使用貸借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は、ダイコン、ニンジン、ラッカセイです。 次に11ページをご覧ください。 第3項は、八街市在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,484㎡に使用貸借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ショウガ、サトイモ、ラッカセイです。 第4項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方が所有

事前審査第1班 (齊藤 班長)	する同町の畑1筆、面積981㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、トマト、オクラなどです。 次に議案書の12ページをご覧ください。 第5項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区中田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積972㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギです。 第6項から13ページの第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。 富里市所在の農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方、他2名が所有する若葉区野呂町及び緑区高田町の畑3筆、合計面積16,508㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年6か月、権利者の作付品目は、コマツナです。 次に14ページをご覧ください。 第9項から17ページの第15項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区中田町所在の農地所有適格法人が、同区上泉町在住の方、他6名が所有する同町及び同区更科町の畑21筆、合計面積28,159㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、デントコーンで、自社が経営する酪農に供するものです。 第16項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。 第16項から18ページの第18項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区鎌取町在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方、他2名が所有する同町の畑3筆、合計面積6,540㎡に使用貸借権を新たに設定する
----------------------------	---

事前審査第1班 (齊藤 班長)	もので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ジャガイモ、サツマイモ、ニンジンです。 次に19ページをご覧ください。 第19項から20ページの第21項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区土気町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他2名が所有する同町の田7筆、合計面積9,142㎡に賃借権又は使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は水稻です。 第22項から22ページの第26項は、権利者が同一のため一括して説明します。 花見川区畑町所在の農地所有適格法人が、若葉区野呂町在住の方、他4名が所有する同町の畑5筆、合計面積15,082㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は30年、権利者の作付品目は、コマツナ、ホウレンソウ、ネギです。 第1項から第26項の合計面積は、84,552㎡です。 本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 議案第4号についての説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本委員	16項から18項について、権利者は認定農業者でしょうか。
事務局	権利者は令和4年度に認定新規就農者として市から経営計画の認定を受けておりますので、いずれは認定農業者の認定を受けて規模拡大をしていくことになると思います。
横山委員	22項から26項の案件について、経営基盤はしっかりされているのでしょうか。
事務局	権利者は認定農業者であり、市の補助金を活用してハウスを設置し、コマツナの施設栽培に取り組んでいます。
清宮委員	22項について、設定期間が30年ですが、物価高等があつて実質的に賃料が下がるようなときはあげたりすることは可能なのでしょうか。
事務局	可能です。中間管理機構が仲介者として調整にあたります。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長 場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、原案どおり決定といたします。 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班 (齋藤班長)	ご説明いたします。 議案書の24ページをご覧ください。 被相続人が所有し、耕作していた緑区あすみが丘四丁目の畑計3筆、4,904.05平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。 相続人である同区同町在住の妻が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、萱野推進委員と事務局職員にて7月29日に現地調査を実施し、確認しております。 説明は、以上でございます。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
橋本委員	この場所は生産緑地になっているところか教えていただきたいです。
事務局	はい、生産緑地になっている箇所です。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

議長 (長谷部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の25ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、16ページまでに5件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の26ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、27ページまでに10件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の28ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の33ページまでに39件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の34ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、4件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の35ページをご覧ください。報告第5号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、36ページまでに31件ございました。

事務局	申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 議案書の３７ページをご覧ください。報告第６号 「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、７件ございました。 内容につきましては、７月の総会で審議されたもので、７月１６日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。 議案書の３８ページをご覧ください。報告第７号 「農地法第５条の規定による許可について（千葉県知事許可）」は、合計転用面積が２０，０００㎡を超えることから、許可権者が千葉県知事であるもので、当委員会および千葉県農業会議からの「許可相当」との意見を付し、申請書を千葉県知事に送付したもので、３１ページまでに１件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 千葉県農地農村振興課より、全項、許可指令書の交付を行ったとの連絡がございました。 報告案件につきましては、以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第１号から第７号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
橋本委員	３５ページの報告第５号の中で、土気地区の下大和田町にかなり地目変更が重なってきているのですが、このあたりで開発行為がある等わかれば教えていただきたいです。
事務局	当該地に関しての事業があるかなどについての詳細は把握しておりません。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議長 (長谷部会長)	以上をもちまして、令和6年度第5回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉 会 (午前11時05分)
-----------------------	--

